

# 京都市市政協力委員設置規則

昭和28年6月4日 制 定  
昭和35年4月1日 全部改正  
昭和43年4月1日 一部改正

## (目的)

第1条 市政の円滑なる運営と行政能率の向上をはかるため、区に市政協力委員（以下「委員」という。）を置く。

## (任務)

第2条 委員は、前条の目的を達成するため、担当区域内の次の事項に関し、市に協力するものとする。

- (1) 諸通知の伝達及び諸書類の配付、収集に関すること。
- (2) 市政の普及徹底に関すること。
- (3) 市民の要望の取次に関すること。
- (4) その他区長が特に必要と認めること。

## (委員担当区域の設定)

第3条 区長は、その区の町の区域または在住世帯数等を勘案し、区域を分けて委員担当区域を設ける。

## (委員の委嘱と任期)

第4条 市長は、前条の担当区域ごとに、その区域在住者の中から適當と認める者1人を委員に委嘱する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の中途において委員の更迭があった場合は、後任者の任期は前任者の任期の残任期間とする。

## (委員の連絡協議会)

第5条 委員相互の連絡をはかるため、旧学区区域ごとに委員の連絡協議会を置くことができる。

- 2 連絡協議会に会長を置くことができる。
- 3 会長は、連絡協議会の会議をつかさどり、その任期は委員の任期に従う。

## 附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。